

第 1 章 アクションプラン改定の趣旨

第1章 アクションプラン改定の趣旨

1 背景

(1) 地球温暖化の現状

① 地球温暖化のメカニズム

地球の表面は、太陽からの光（可視光線等）により暖められていますが、同時に地球から宇宙へ熱（赤外線）を放射して冷やされています。このエネルギーの出入りのバランスによって表面の温度は決まっています。

大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）等には、海や陸等の地球の表面から地球の外に向かう熱を吸収し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があり、これらの気体を温室効果ガスといいます。温室効果ガスは、放射される赤外線の一部を吸収し再び地表に戻すことで、地球の気温を人間や生物にとって生存に適した温度に保っています。

産業活動等が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えることで、地球規模で気温の上昇が起こることを「地球温暖化」といいます。

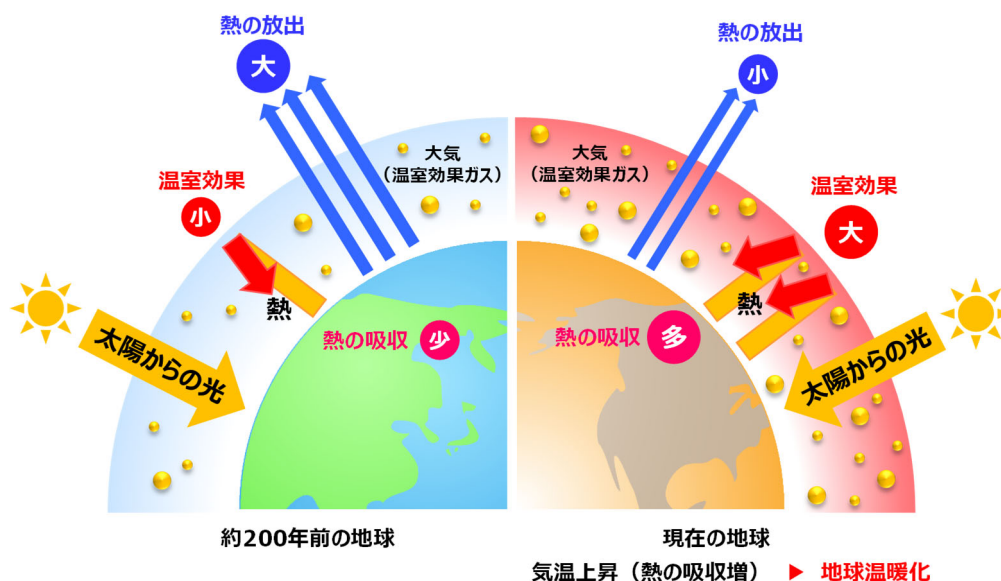


図1.1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター資料を基に作成

② 温暖化の原因と影響

18世紀半ばの産業革命以降、化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。温室効果ガスの排出量と世界平均地上気温の上昇変化はおおむね比例関係にあるとされており、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温はさらに上昇すると予測されています。

また、地球温暖化は、平均気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加等の様々な気候の変化を伴うため、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、食糧、健康等といった複数の分野に多様な影響が生じると考えられています。

<地球温暖化に関する知見>

各国政府の推薦などで選ばれた専門家で組織される「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」によって、地球温暖化の原因や現状（観測事実）、将来予測等について、次のように報告されています。

- IPCC「1.5℃特別報告書」（平成30年(2018年)10月)

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。
- 地球温暖化を1.5℃に抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である。
- CO₂排出量が2030年までに45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要がある。メタンなどのCO₂以外の排出量も大幅に削減される必要がある。

- IPCC「第6次報告書」（統合報告書：令和5年(2023年)3月)

【現状と傾向】

- 人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない。
- 人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしており、自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている。
- 2030年の世界全体の温室効果ガス（GHG）排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を2℃より低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。

【長期的・短期的応答】

- 将来変化の一部は不可避かつ/又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- 地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- 温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量とこの10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- 気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

出典：環境省 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書(AR6)サイクル「統合報告書の概要(簡易版)【2023年4月】」

(2) 国際社会の動向

地球温暖化への対応として、平成27年(2015年)11~12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、「京都議定書」に代わる令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追及すること(2℃目標)に言及しており、また、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みであるという点で、歴史的に重要な、画期的な枠組みであるとされています。平成28年(2016年)11月に発効し、令和2年(2020年)から本格的に運用が開始されています。

さらに、令和3年(2021年)10月~11月に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、成果文書として「グラスゴー気候合意」が採択されました。「グラスゴー気候合意」では、気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求すること、各国は必要に応じて令和4年(2022年)末までに令和12年(2030年)の目標を見直すこと、石炭火力発電を段階的に削減(フェーズダウン)することなどが盛り込まれています。

また、持続可能な社会の在り方という大きな観点では、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、令和12年(2030年)を達成年限とする17のゴールと169のターゲットから構成された「SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」が掲げられました。



図1.2 SDGsの17ゴール

出典:外務省 パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

(3) 国の動向

① 国内情勢

国内においては、パリ協定以降、温暖化対策等の計画の見直しや策定が行われてきました。令和2年(2020年)10月、菅内閣総理大臣(当時)は所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、令和3年(2021年)4月には、国の新たな温室効果ガス削減目標として「2030年度に2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。

この新たな削減目標も踏まえて、令和3年(2021年)10月に新たな地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画の中では、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策とともに新目標実現への道筋が描かれており、再生可能エネルギーの拡大、住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」の創出などが、主な対策・施策として位置付けられています。

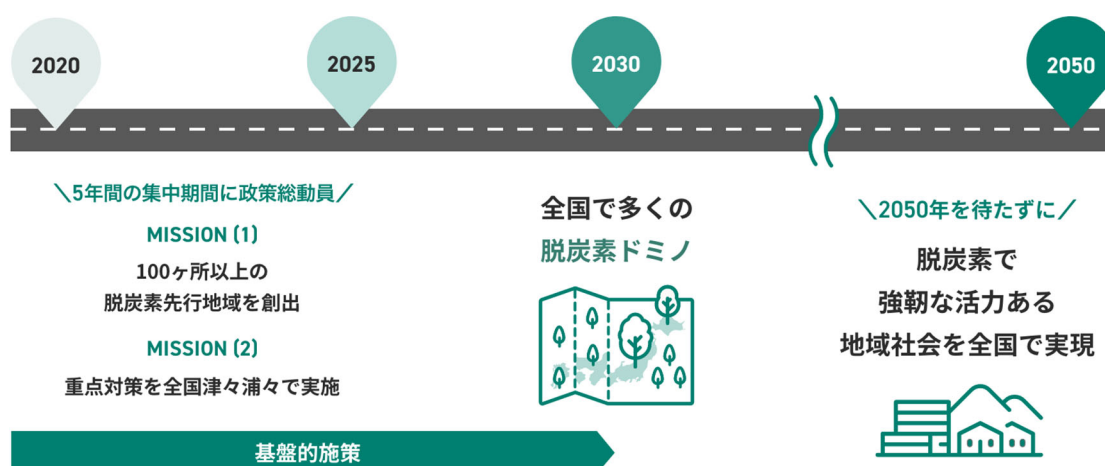


図1.3 地域脱炭素ロードマップの概要

出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ

また、令和3年(2021年)10月には新たな気候変動適応計画も閣議決定され、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野での適応策の拡充が追加されました。また、分野別施策及び基盤的施策に関する重要業績評価指標(KPI)の設定による各施策の進捗状況の把握、計画全体を推進する観点からの進捗管理の実施や、気候変動影響評価報告書で示された最新の科学的知見を踏まえ、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」等が追加されています。



図1.4 緩和策と適応策の概要

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）ホームページ

<国の動向の整理>

令和2年(2020年)10月	2050年カーボンニュートラル宣言
令和3年(2021年)6月	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 一部改正
令和3年(2021年)6月	2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 策定
令和3年(2021年)10月	新たな削減目標を位置付けた地球温暖化対策計画 閣議決定
令和3年(2021年)10月	気候変動適応計画、第6次エネルギー基本計画 閣議決定

② 社会情勢の変化

近年は、平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震による北海道大規模停電（ブラックアウト）や、令和元年(2019年)の東日本を中心に被害をもたらした台風15号、19号、令和2年(2020年)の熊本県を中心に発生した集中豪雨等、台風や地震等の自然災害の激甚化傾向が見られ、エネルギーインフラのレジリエンスの向上が大きな課題となってきました。

また、令和2年(2020年)1月に日本で初めての感染者が報告された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、令和2年(2020年)3月に世界保健機関(WHO)による世界的流行が宣言され、令和2年(2020年)4月7日には日本で初めての緊急事態宣言による行動制限が始まるなど、感染拡大に伴い、生産活動や物流の停滞、デジタル化による接触回避、在宅勤務など、生活様式や働き方等に大きな変化をもたらしました。感染状況は徐々に落ち着きつつありますが、生活様式や働き方等の変化は、今後も定着していく可能性があります。

2 計画の目的と改定の趣旨

本市は、平成23年(2011年)3月に「刈谷市環境都市アクションプラン」を策定しました。その後、東日本大震災以降に国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成29年(2017年)3月に計画の改定を行い、「刈谷市環境都市アクションプラン〔平成29年改定版〕」(以下「現行計画」という。)を策定しました。

現行計画では、刈谷市の将来環境都市像に『かりやの技術・行動・情報力が織りなす“E-smile 都市かりや”』を掲げ、市民、事業者、行政等といった各主体が持つ力を出し合って、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素な都市を目指して、様々な取組を推進してきました。また、令和4年(2022年)2月に2050年までにCO₂の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

地球温暖化問題に関する国内外の動向変化等に対応し、本市の環境対策への取組をさらに推進するため、現行計画の改定を行い、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目指す「刈谷市環境都市アクションプラン〔令和6年改定版〕」(以下「本計画」という。)を策定しました。

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質的にゼロになることです。

カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27年(2015年)にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること(2℃目標)」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等を合意しました。この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

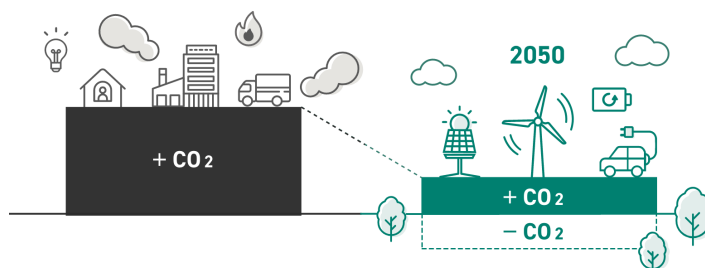


図1.5 カーボンニュートラルの概要

出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ

3 計画の位置づけ

本計画は、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置づけ及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置づけを持つものです。

国や県、市の他の計画との連携やSDGsへの貢献を図りながら、環境都市づくりを推進していきます。

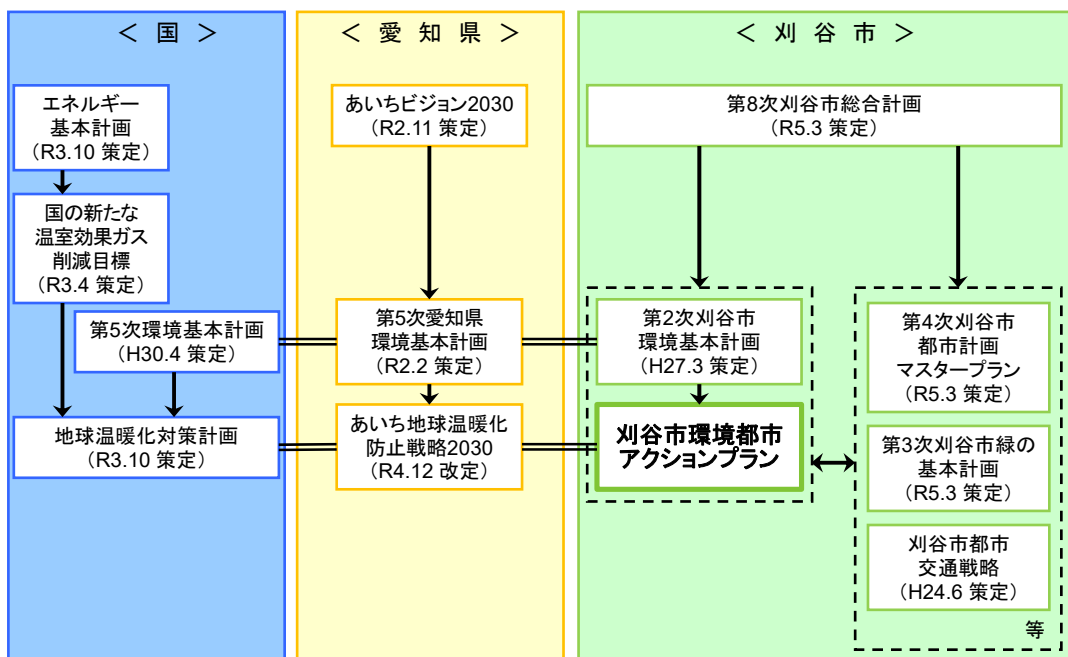


図1.6 国・愛知県・刈谷市の環境関連施策の体系

4 計画の期間

国が示す2050年の長期目標と2030年度の中期目標を踏まえて、本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までとします。